

平成30年1月24日
原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」の
一部改定について

県、志賀町及び北陸電力(株)は、志賀原子力発電所で事故・故障が発生した際に県及び志賀町へ連絡すべき事象を定めた「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」(以下「覚書」という。)を締結している。

一昨年9月に発生した志賀原子力発電所2号機原子炉建屋内への雨水流入事象を踏まえ、覚書の一部を改定する。

(1) 改定の概要

連絡区分Ⅲは発生日の翌月の10日までに連絡するとしているが、事態の進展によっては重要度の高い安全機能喪失の可能性があったものについては、事象の状況に応じ、その都度連絡することとする。

(2) 運用開始日 1月24日

添付：別紙 志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準の改定について

危機管理監室 原子力安全対策室 (直通)076-225-1465 (内線) 4310

志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準の改定について

(旧)				(新)			
志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準				志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準			
			(別紙)				(別紙)
I	A	安全協定第9条(異常時における連絡)に該当するもの	直ちに	I	A	安全協定第9条(異常時における連絡)に該当するもの	直ちに
	B	安全協定第9条に該当しないもので、早急な連絡が必要なもの			B	安全協定第9条に該当しないもので、早急な連絡が必要なもの	
II		(1)安全協定第9条には該当しないが、発電機出力若しくは原子炉出力が変動したとき又は出力変化が必要となったとき。 (2)安全協定第9条には該当しないが、原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき。 (3)原子炉の運転中に、安全協定第9条には該当しないが、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき。 (4)原子炉の停止中に、国の指示に基づく若しくは他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障等が発見されたとき、又は安全上重要な機器等の点検において、機能維持されていることの確認が速やかにできない故障等が発見されたとき。 ただし、同一系統内で同種の点検が10カ所程度以上実施される場合、当該点検により発見された同種の事象については、最初に発見されたとき及び点検が終了したとき。 (5)安全協定第9条により連絡すべき値以下の放射性物質が放出されたとき。 (6)管理区域内で、安全協定第9条には該当しないが、一定量以上の放射性物質が漏れたとき。 (7)運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象で、速やかな連絡の必要があるもの	速やかに*1	II		(1)安全協定第9条には該当しないが、発電機出力若しくは原子炉出力が変動したとき又は出力変化が必要となったとき。 (2)安全協定第9条には該当しないが、原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき。 (3)原子炉の運転中に、安全協定第9条には該当しないが、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき。 (4)原子炉の停止中に、国の指示に基づく若しくは他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障等が発見されたとき、又は安全上重要な機器等の点検において、機能維持されていることの確認が速やかにできない故障等が発見されたとき。 ただし、同一系統内で同種の点検が10カ所程度以上実施される場合、当該点検により発見された同種の事象については、最初に発見されたとき及び点検が終了したとき。 (5)安全協定第9条により連絡すべき値以下の放射性物質が放出されたとき。 (6)管理区域内で、安全協定第9条には該当しないが、一定量以上の放射性物質が漏れたとき。 (7)運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象で、速やかな連絡の必要があるもの	速やかに*1
		III	保守情報として連絡することが適当なもの			原則として定期的に*2	III
IV		特に連絡を要しないもの	—	IV		特に連絡を要しないもの	—

注) *1 事業者の営業日に該当する日の0時から営業時間の終了時まで発生したもので、当該営業時間終了時まで連絡可能なものは、当該営業時間終了時まで連絡するものとし、上記の時間帯に発生したもので当該日の営業時間終了時まで連絡できなかったもの及び上記の時間帯以外の時間帯に発生したものは、翌営業日とする。
ただし、事象の状況に応じ、営業時間外であっても連絡するものとする。
*2 翌月の10日までに連絡するものとするが、事象の状況に応じ、その都度連絡する。

注) *1 事業者の営業日に該当する日の0時から営業時間の終了時まで発生したもので、当該営業時間終了時まで連絡可能なものは、当該営業時間終了時まで連絡するものとし、上記の時間帯に発生したもので当該日の営業時間終了時まで連絡できなかったもの及び上記の時間帯以外の時間帯に発生したものは、翌営業日とする。
ただし、事象の状況に応じ、営業時間外であっても連絡するものとする。
*2 翌月の10日までに連絡するものとするが、**連絡区分Ⅲに該当する事象のうち、事態の進展によっては重要度の高い安全機能喪失の可能性があったものなどについては、**事象の状況に応じ、その都度連絡する。